

八戸ポータルミュージアム貸出施設使用料

令和元年10月1日改定

(1) 創作スペース 1

区 分	基本区分			複合区分					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	夜間 深夜	午前 夜間	午後 深夜	午前 深夜
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午後6時から 午前0時まで	午前9時から 午後9時まで	午後1時から 午前0時まで	午前9時から 午前0時まで
シアター1	円 3,660	円 4,810	円 3,660	円 7,630	円 7,630	円 5,750	円 10,880	円 10,150	円 11,930
シアター2	4,180	5,650	4,180	8,900	8,900	6,600	12,670	11,730	13,820
楽屋1	520	730	520	1,150	1,150	830	1,670	1,560	1,880
楽屋2	520	620	520	1,030	1,030	730	1,460	1,350	1,560
シャワー室	100	200	100	300	300	200	410	410	410
映写室	930	1,250	930	1,980	1,980	1,560	2,930	2,720	3,130

(2) 創作スペース 2

区 分	1時間当たり	午前9時から午後10時まで
音のスタジオ	200円	2,070円
編集室	100円	890円

(3) オープンスペース 1

区 分	1時間当たり
レジデンスA	520円
レジデンスB	410円
レジデンスC	410円
レジデンスD	410円
レジデンスE	520円

(4) オープンスペース 2

区 分	1時間当たり
共同キッチン	300円
共同スタジオA	620円
共同スタジオB	300円
共同スタジオC	620円

(5) ギャラリースペース

区分	基本区分			複合区分			使用期間が2日以上となる場合					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間	2日	3日	4日	5日	6日	7日
	午前 9時から 正午まで	午後 1時から 午後5時 まで	午後 6時から 午後9時 まで	午前 9時から 午後5時 まで	午後 1時から 午後9時 まで	午前 9時から 午後9時 まで						
ギャラリー1	円 1,670	円 2,300	円 1,670	円 3,550	円 3,550	円 4,600	円 8,680	円 12,350	円 15,500	円 18,220	円 20,530	円 22,300
ギャラリー2	円 1,030	円 1,350	円 1,030	円 2,200	円 2,200	円 2,820	円 5,330	円 7,530	円 9,530	円 11,200	円 12,560	円 13,720
ギャラリー3	円 1,250	円 1,670	円 1,250	円 2,610	円 2,610	円 3,230	円 6,280	円 8,900	円 11,200	円 13,200	円 14,760	円 16,130

(6) その他スペース

区分	基本区分			複合区分		
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
はっちひろば	円 4,700	円 6,280	円 4,700	円 9,950	円 9,950	円 12,560
番町スクエア	円 3,130	円 4,180	円 3,130	円 6,700	円 6,700	円 8,480
和のスタジオ	一の間	円 300	円 410	円 300	円 730	円 930
	二の間	円 300	円 410	円 300	円 730	円 930
	三の間	円 300	円 410	円 300	円 730	円 930
	四の間	円 300	円 410	円 300	円 730	円 930
八庵	円 620	円 730	円 620	円 1,250	円 1,250	円 1,560
食のスタジオ	円 1,670	円 2,200	円 1,670	円 3,450	円 3,450	円 4,400
その他の共用スペース	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり8.8円					

備考

- 1 この表において使用期間を日単位で定めている場合の1日の使用時間は、午前9時から翌日の午前9時までとする。
- 2 シアター、楽屋、シャワー室及び映写室の深夜（午後9時から午前0時までをいう。）並びに音のスタジオ及び編集室の午後9時から午後10時までにおける使用は、午後9時前から継続する場合に限り、することができる。
- 3 その他の共用スペースは、この表に規定するその他の共用スペースを除く他の有料施設と組み合わせて使用する場合に限り使用することができる。
- 4 入場料等（入場料、会費、入場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。以下この項において同じ。）を徴収して施設を使用する場合（次項に規定する場合を除く。）の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料等の徴収額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 1,000円以下 規定使用料（この表に定める使用料をいう。以下同じ。）の額の100分の110に相当する額
 - (2) 1,001円以上3,000円以下 規定使用料の額の100分の120に相当する額
 - (3) 3,001円以上5,000円以下 規定使用料の額の100分の150に相当する額
 - (4) 5,001円以上 規定使用料の額の100分の200に相当する額
- 5 営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料の額は、はっちひろばにあっては規定使用料の額の100分の300、その他にあっては規定使用料の額の100分の200に相当する額とする。
- 6 ポータルミュージアム内で開催する予定の催物の準備、撤収等のみを行うために使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額（前2項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の50に相当する額とする。
- 7 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過又は繰上時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前3項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。

※ただし、前後の貸館状況等によっては対応できない場合があります。
- 8 この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

こどもはっちの入場料

区 分	金 額
こどもはっち	1人1回につき 100円